

## 第9回規制改革会議議事概要

---

1. 日時：平成25年5月15日（水）9:30～11:30
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
  - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官、長谷川総理補佐官
  - （事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官、（厚生労働省）友藤福祉基盤課長
4. 議題：
  - （1）保育に係る規制改革について
  - （2）答申の骨子について
  - （3）規制改革のサイクルと実施計画について
  - （4）エネルギー・環境ワーキング・グループ報告
  - （5）規制改革ホットラインの受付状況について

---

### 5. 議事概要：

○岡議長 第9回規制改革会議を開会する。

本日は甘利大臣、浦野委員は御欠席。始めに稲田大臣から御挨拶をお願いしたい。

○稲田大臣

前回の会議では、これまでの熱心な御議論の成果として、保育について取りまとめいただいたところ。

本日以降、いよいよ答申の取りまとめに向けた審議に入っていただくこととなる。答申の構成や政府の規制改革実施計画が議題とされている。

また、前回、各ワーキング・グループの中間報告をお聞きしたが、本日はエネルギー・環境ワーキング・グループからこれまでの検討の成果を御報告いただくこととなっている。更に、規制改革ホットラインの受付状況についても報告がある。

様々な議論を集約し、会議全体としての成果をまとめる時期になっていると思う。充実した答申となるよう、本日もまた建設的で活発な御議論をお願いしたい。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、昨日5月14日の産業競争力会議において、私からの規制改革会議の定例の活動報告に加え、稲田大臣よりこれまでの審議経過も含めた総括的報告を行ったことをお伝えする。内容はお手元資料を適宜参照。

### (1) 保育に係る規制改革について

○岡議長 議題1の保育に係る規制改革に入る。前回会議で、社会福祉法人の2012年度財務諸表の公開について、2週間以内に結論を得るよう厚生労働省に要請したが、本日はその結果について厚生労働省から御説明をお願いする。

○厚生労働省(友藤福祉基盤課長) 私から御説明をさせていただきます。

お手元の資料1をお開きいただきたい。先般の会議において、2012年度の財務諸表の公開について2週間以内に結論を出すという宿題をいただいていた。

考え方だが、現在、社会福祉法人の財務諸表については、記載にあるとおり、社会福祉法上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないという形になっている。サービスを希望すると言っただけであれば、どなたでも閲覧できるというのが現在の仕組みという形になっている。その他、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいということにしているところ。

先般話があった2012年度分の財務諸表については、さらに一歩進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁(国及び地方自治体)を通じて各法人に対して周知、指導を徹底していきたいと考えている。

併せて、安念委員から御提案のあった、所轄庁等のホームページでも所管する社会福祉法人の平成24年度分、2012年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して協力を要請してまいりたいと考えている。

その上で、先般から御指摘のあった全ての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うことにしており、公表がより効果的に行われるための具体的な方策については、2013年度中に結論を出していきたいと考えている。

○岡議長 ただ今の厚生労働省からの説明についての御意見、御質問を。

○佐々木委員 3つ目のところなのだが、協力を要請というのはどのぐらいの効果というか、実行力があるのかということが1点。

1つ目のところの「要請があった場合に閲覧させなければならない」とルールがなっているということだが、要請があった場合に閲覧させなければならないということは、インターネット上で検索したいと思ったときに、そこに出て

いなければならないことにはならないか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 他の法人もそうだが、いろいろ公益法人があるが、一般的に社会福祉法人というか、現場に行かれて閲覧を希望された場合には開示をするという仕組みになっており、現在のところ、インターネット上に出せという話にはなっていない。

3番目の協力はこういったものなのかという御指摘だが、これは法人格が違うので、当然国は国、地方は地方という形で、国と地方の関係も対等ということになっており、そこについては今回の趣旨も御説明して、強力に御協力をお願いしていきたいと考えているところ。

○林委員 私の記憶では、お願いとしては将来分の公開と過去分の、特に保育に関する社会福祉法人については厚生労働省がお手持ちではないかと思うので、過去分もこちらに提供していただくという話だったと思うのだが、その点はいかがか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 過去分はないので、今回からということで開示をさせていただく。来年度以降、続けていくという形になろうかと思うが、今年度以降という形になろうかと思う。

○林委員 過去分がないというのはどういう意味か。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 何年分まであるかというのは承知していないが、一定のルールに定めて、もともと監督指導のために私どもは取っているので、保存年限を決め、一定のルールの下廃棄処分するという形になっている。

○林委員 そうすると、最低でも昨年度分は監督指導のために提出させたものはお手持ちか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） あるかと思う。

○岡議長 今の最後のところを確認したい。2012年、すなわち平成24年度分については厚生労働省でお持ちということか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 昨年度分というのは、2011年度分になる。

2012年度分は6月までに提出という形になっているので、4月に締めて、これから出てくる形になっているので、これからという形になろうかと思う。

○岡議長 了解。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 今回、所轄庁等のホームページで公開するが、これについては行政庁の方で、例えば電子媒体で受け取っているわけではないので、PDF化するとか、あるいはホームページに載せるための改修費とか、そういったもろもろの費用もかかってくるので、その辺も踏まえて実施するという形になっている。

国は当然実施する方向でやっていきたいと考えている。

○佐久間委員 今、説明いただいた4番の「その上で、すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし」のところの意味だが、上の2番、3番では、これは資料と協力の要請だから義務付けにはなっていない。

4番で「公表を行うこととし」というのは、正にここからは義務付けをしないと。したがって、何らかの法的な手当をすることの意味していると理解していいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）そこについては、いろいろな検討が必要と思っており、義務づけも1つの方策であろうかと思うが、どういう方策があるのか、今後1年間かけて検討していきたい

○佐久間委員 もう一回今の点だが、では「公表を行うこととし」というのは、必ずしも義務付けを意味はしていない。だから、やはり出していないところが出る可能性を残すということか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）仮に法律で義務付けをしたから全部出るとは限らないと思うし、どういった形で実効的な担保ができるか、その辺は十分考えて検討していきたい。

○岡議長 今の佐久間委員の質問に対する回答について確認したい。厚生労働省としては、全ての社会福祉法人の財務諸表の公表を行うという方向は決めた。具体的にそれをどういう形で義務付けるかも含め、最も効果的な方法をこれから検討するという理解でよろしいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）そのとおり。

○金丸委員 今、岡議長が御確認をされたことに「イエス」とおっしゃったのなら、岡議長がおっしゃったとおりに書き直して欲しい。

というのは、今、IT総合戦略本部でも、過去の我々の国がITで遅れた反省も含めた、今後の決意表明みたいな文章をまとめつつある。1番目の考え方というのは、これまでの考え方を御説明されているわけだから、この考え方そのものが遅れているのだという大きな反省が厚生労働省にもなければいけないと思う。

国民の税金が使われている組織体があって、その財務諸表について開示をするというのはごく当たり前のことで、その開示の仕方については、本当ならサービスを利用する人に限定することなく、知りたいと思った人には知らせるべき。知らせ方については、そこに行って紙ベースで閲覧をするというのは、見せたくないとした私には思えない。広く開示をする、生産性を向上させるという工夫は、この1の考え方ではない。こういう考え方が我が国全体にあるものだから、今はいろいろな先進国あるいは新興国にも遅れをとるかもしれないという危機がある。

その反省に立って考えれば、2番目の文章の語尾が「指導してまいりたい」

とか「協力を要請してまいりたい」とか「結論を得たい」といって、この後にどうなるのか。数値目標とかがあるのか。厚生労働省としてのコミットは何かあるのか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこについては、今後、実施をしてみて、どういった結果になるのかを見据えた上で方策していきたいと思う。

○金丸委員 そんな余裕は我が国にはないと思う。開示をするのは当たり前ではないか。上場企業は株主の人の出資でステークホルダーがいて、そうしたら全部見える化は義務的にやっている。その数値責任もリーダーが背負って、数値、あるいは業務のプロセスに間違いがあってはいけないとか、内部統制があったりとかして、そういうガバナンスが効かされている。見える化というのは、ガバナンスの第一歩だから、最大ではない。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 開示をさせていくという方向性は委員と同じ思いでさせていただくのだが。

○金丸委員 だから、そんなふうに書いてきて欲しい。これでは読めない。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そのように記載をしているところだが、ただ、社会福祉法人にもいろいろなものがある。本当に親御さんが御自身の子供さんが知的障害であるとか、目が御不自由な方であるとか、そういったお子さんのために点字のための事業をされるといった細々と御高齢の方が役員をされて事業を実施されている。そういった小規模な社会福祉法人もある。そういったものも含めて、全て実施をさせていくということになると、紙媒体では御用意をしているが、電子媒体はなかなかというところもあろうかと思う。その辺の御理解もいただきながら、今後私どもはやっていきたいと考えている。

○金丸委員 その言いわけが遅れている。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） いろいろ御指摘はあろうかと思うが、私どもも全くやらないというわけではなく、今回、大局的な見地に立って開示ということで、より一歩を前に進めていきたい。

○林委員 今おっしゃられたことは理解できないと我々は言っている。

○佐々木委員 結局、税金が使われていて、国民の多くが望んでいて、そもそもこれは、株式会社は駄目で社会福祉法人はいいとか、そういったいろいろなものが保育園に関して言えば出てきている中での話。であるなら社会福祉法人もきちんと財務諸表が見えるような姿勢を希望するということから始まっている。

そうすると、仮に全く不可能な社会福祉法人が日本国の中に幾つあるか分からないが、まず全部、基本的にインターネットで公開するというにことにした上で、特殊な事情がある人は、その特殊な事情を説明する。社会福祉法人だから、それはそこがそういうふうになれば周りも納得できるかもしれないが、そ

こに合わせて全てのもののルールを国民にとって不利益なものにするということはおかしなことだと思う。

○松村委員 今のこともそうなのだが、3の要請した結果どうなったのかということ速やかに報告して欲しい。対等のところに要請するので強制はできませんということは一応理解したが、要請したが、結果的にほとんど駄目だったとか、要請したら結果的にほぼ100パーセント大丈夫だったとかというのは直ちに分かると思うし、準備に時間が掛かるとしても、いつまでにできるという回答をもらったとかということ直ちに分かると思うので、速やかに実施状況を事後的に報告して欲しい。

4のところだが、今の御発言で、法的に義務付けても実際に行われるか分からないというのは、私は聞き間違いではないかと思った。いずれにせよ担当で一番現実のことがよく分かっている方がそういう認識でおられるということは、相当きちんとやらないと出てこないということだと私は受け止めたので、4の制度設計は相当きちんとやっていただかないと困る。

例外的なケースというのがあり得ることは、一応は分かったが、どれぐらいのコストがかかることなのかに関して、あまり説得力のある説明だったとは到底思えない。この点については、そういう厳しい状況だというのはよく分かったので、逆に言えば、相当厳しくやってもらわないと、本当に実行的な公表はされないとも理解したので、4のところはいい加減な制度設計ではなく、きちんとした制度設計を期待している。

○稲田大臣 よく分からなかったのだが、税金の入っている社会福祉法人の財務諸表について、現在はサービスを希望している人にものみ、要請があったときに閲覧をさせなければならないと規定されているが、今回、規制改革会議の議論を受けて、厚生労働省として全ての社会福祉法人について財務諸表の公表を行うこととされた。それはまさしく法的な義務を持って義務付けをするという方向性を決めたと受け止めることができる。

その一方で、先ほどの発言で、法的な義務を付けてもやるかどうか分からないというのは、まさしくやらせなければならない行政が、その権限行使をしないと聞こえたが、もう一度整理してお答えいただきたい。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 誤解を招いたかと思う。

実効性を担保していく上では、単に法律で義務付ければいいというだけでは多分済まないだろうと思っている。要は、理解をいただき、しっかりやっていただくということがあろうかと思う。

例えば法律で義務付けても、100パーセント世の中履行されているかといえば、世の中を見ても、労働安全衛生法でも監督署が回ってみても、60パーセント、50パーセントぐらいの実施率といったこともあるわけで、必ずしも全部きちんと

と法律があるからといって守られるわけではない。そこはあくまでも行政が事業者の理解をいただきながら、しっかりやっていくことが必要だろうと思っている。

○稲田大臣 保育の問題やインターネットの問題を聞いていて思ったのは、法律にはきちんと株式会社も参入できるとしているにもかかわらず、それを結局は参入させないようにしている運用を厚生労働省が許している。

インターネットも法律的には規定しないことを省令でもって厳しくしているというのは、むしろ国会で決めたことを運用でもって厚生労働省が行政で規制を作為、不作為によって強化しているように見える。そういうことが、たとえば法律で義務付けたとしても、今のお答えの、やるかどうか分からないというのは、ちょっと行政の態度としていかがなものかと思う。

○厚生労働省(友藤福祉基盤課長) やらないと申し上げているわけではない。確実な履行を図るために、法律で義務付けていくのも1つの方法だし、指導をより強力にやっていくというのも1つの方法かと思う。どういう方策があるのか、1年間検討させていただき、その結果をもって対応をさせていただきたいと考えている。

○鶴委員 実際にエンフォースメントの議論になると、やらなかったときにどういうペナルティーがあるかということ、むちの方。そういう話もきちんと考えないと、それはエンフォースメントというのはできないと思う。

ただ、その場合、逆の考え方もあって、きちんとそういうことをやっている法人に対しては、少しいろいろな面で優遇してあげるとか、そういう考え方も、これはエンフォースメントを確保するときにはできる考え方であると思う。何でも非常に大きな罰則を与えるとか、そういうことだけではない。ただ、そこをどうするのかということ全く考えず、ただ指導だとか何とかというだけでは、制度として実効性は保てないと思う。

もう一つ、先ほど「法人の中には」とお話しをされた。インターネットで開示をできないと。ただ、私はその義務付けという話は、要請されたらやるという義務付けではなくて、自ら毎年度出していくという義務だと思う。それはここにきちんと「公表を行うこととし」というのは、要請ということではなくて、自ら進んで毎年度それを出していくことが義務付けされるということまで書かないと、ここは意味がない。

ただ、その場合、インターネットができないという方には、この上に書いてあるように、法人の所轄庁が例えば紙ベースでもらって、所轄庁がPDF化してインターネットに出していけばいい。簡単なことだと思う。それを厚生労働省が、いろいろなケースもあるからどうやってやったらいいのかという具体的な話もここでしていただかないと、我々は納得して聞けないのではないかと。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 先生方がおっしゃることは十分承知をしているが、方向性として公表させていくというのは重要なミッションだと私どもも思っている。

ただ、現状、インターネット、広報誌等で社会福祉法人が公表しているのは5割程度と承知をしているところで、それをいきなり100パーセントに持つていくということについては、いろいろな方策が必要だろうと思う。いきなり法律をかけるというのも1つの方策かもしれないが、実効性をきちんと担保していく上ではどういった方策があるのか、1年かけて検討した上で、実効性のあるものを持つていきたいと考えている。

○大田議長代理 今日伺うのは2012年度、既に出たものをどうするかというお答えであって、2013年度分の財務諸表は前回結論の出ている話だから、今のお話だと少し話が違うと思う。方向性とかという話ではなく、全ての社会福祉法人の経営実態が分かるように情報を出すということで、これは前回決まったこと。それに対して責任を持つていただきたい。

いきなり100パーセントにはならないのではないかとということではなく、2013年度分からは出すと責任を持つていただきたいということが1点。

それから、1年かけて検討するというお話があったが、2013年、つまり今年度分の財務諸表からは必ず出すという義務になるわけだから、1年かけて検討して、それを通知したら少し遅いのではないか。なるべく速やかに検討し、私どもにも御報告をいただければと思う。よろしく願いしたい。

○林委員 鶴委員もおっしゃったことだが、所轄庁の分は所轄庁で協力を要請と書いてあるが、厚生労働省は当然既に監督官庁として、監督指導のために提出させたものは直ちに公開してくださるのか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） それについては、公表させていくようにする。

○林委員 「させていく」というか、厚生労働省自身のことを申し上げているので、「する」のだ。それはいつか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） それはいろいろ手続があるので、手続をして、例えばホームページの改修だったり、いろいろ事務的な手続があるので、そういったことをして、実施していきたい。

○岡議長 今日の厚生労働省からの回答は、今までよりも前向きであるという評価を皆さんがしていると思うが、例えば4番目の表現は「全ての社会福祉法人について、2013年度分以降の財務諸表の公表を行う」とすることでよいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） はい。

○岡議長 また「公表がより効果的に行われるための具体的方策について、2013年度中に結論を得たい」では遅すぎるとの大田議長代理からご指摘もあるので、



時期を早めて「結論を出す」という形にまとめていただければ、厚生労働省の前向きな姿勢がはっきりするのではないかと思う。そのような表現で回答いただいたと私どもは受け止めてもよいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 2013年度までにとということか。

○岡議長 「全ての社会福祉法人について、2013年度分以降の財務諸表の公表を行うこととする。」

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこはよろしい。

○岡議長 その次は、「公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、いついつまでに結論を出す」。この「いついつまで」というのを「2013年度中」とではなく、もう少し早くできないか。

○大田議長代理 2013年度上期か。

○岡議長 2013年度上期ということは9月までということか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 上期はちょっとなかなか。

○岡議長 では、年内。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 年内か、2013年度末までにはという形で早急に。

○岡議長 それでは同じではないか。もっと遅くなった感じがする。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 2013年度中とか、「早急に」とか、そういった用語を入れるとか。

○岡議長 「早急に」で結構なのだが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 気持ちは同じでなので、ただ、いろいろ仕事があって、大変申し訳ない。

○岡議長 今のお答えをいただいて、多少そちらの立場も考えて、「2013年中」ということにしたい。年度ではなく、カレンダーイヤーで。

皆さん、4番目はそういうことでよろしいか。

（「はい」と声あり）

○岡議長 あと、2番目と3番目の回答についても、2012年度の財務諸表について、御指導なり、御協力を要請していただくことは結構だが、その結果どうだったのかという実態を把握していただいて、それを報告するというのを2と3の両方に係るような形で「報告する」ということを是非入れていただきたい。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 分かった。

○岡議長 これはいつまでに報告してもらったらいいだろうか。

○大田議長代理 今から要請するわけだから、すぐに。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） ある程度周知して御理解いただくことがあるから、すぐにといって1カ月とか2カ月ではなかなか自治体も対応が決ま

らないと思うので。

○岡議長 実態としては、2012年度の財務諸表だから、先ほどお話あったように6月以降になるわけか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そう。

○岡議長 そうしたら3カ月ぐらいで。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこは事務的にまた詰めてさせていただいて、大体上期に。

○岡議長 では、3カ月ということで、9月までに報告いただくことで取りまとめたいと思うが、よろしいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 結構。

○岡議長 皆さん、よろしいか。

（「はい」と声あり）

○金丸委員 この紙は出すのか。アップデートしていただけるのか。

○岡議長 では、今の内容を入れたものをもう一度作り、事務局の方にお届けいただけるか。こちらから取りに行ってもよろしいが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 分かった。

○岡議長 よろしく願います。ありがとうございました。

（厚生労働省退室）

## （2）答申の骨子について

○岡議長 議題2に移る。

本日から4回にわたり、当会議の答申について審議を進めていきたい。

まず、本日は答申の骨子について、次回5月22日は、総論の素案について、5月30日には各論の素案について審議を行い、6月上旬の会議で答申全体を取りまとめる。このようなタイムスケジュールで考えているので御協力をお願いしたい。

では、答申の骨子について、事務局が作成したお手元の資料を参考に議論する。まず、事務局から説明を。

○中原参事官 それでは、資料2「規制改革会議答申の骨子について（案）」を御高覧賜りたい。

目次、基本的に「Ⅰ 総論」「Ⅱ 各分野における規制改革」という大きな2つの構成に分けた上で、一番上の「総論」については「1. はじめに」として、規制改革会議が発足してから今日に至るまでのイントロダクション。

「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」として、なぜ規制改革が必要かというそもそもの基本的な考え方や、あるいは（2）今回の規制改革で特に重視したことの項目についての項目を立てている。

「3. 審議経過」として、総理指示を踏まえて、3つの重点分野、創業分野

という分野を作って御検討いただいたことなどを経過として記載してはどうかという項目。

「4. 今後の取組み」ということで、本日これから御審議を賜る規制改革実施計画のような話も含めて、今後どのような形で進めていくかという記載をしてはどうかという項目。

「Ⅱ 各分野における規制改革」としては、これまで各ワーキング・グループ、親会議等で検討いただいたが、国民の皆様に分かりやすく提示する観点から、必ずしもワーキング・グループの分類によって整理することは必然ではないと考えられ、これをどのような分類のもとに整理することとするかという問題提起をしている。

最後に「Ⅲ 終わりに」という結語で結んでいる。

いずれにしても、委員の皆様それぞれの項目についての御指摘、御見解を賜り、事務局の方で御意見を踏まえ、取りまとめさせていただきたい。

○岡議長 今、事務局から答申の構成についてのアイデアが出されたが、これについて皆さんから御意見を。

○大崎委員 具体的なところは、もっと草案が出てから議論した方がいいと思うが、私が今、思ったことを申し上げる。先ほど検討事項をどういう分類のもとで整理するかという問題提起があったが、私はむしろ最終的に規制改革実施計画、答申の内容が丸々そのままそのようにしていただけるのかどうかは分からないとしても、希望としては、答申した内容がそのまま実施計画になるような運びを期待したいところ。細かいことが並んでいるように見えてもいいから、今、例えば各ワーキング・グループ報告で出しているような全ての報告が答申に入っているような形に是非したらいいのではないかと思う。

それは確かに、そのところはとても煩雑で分かりにくい答申になってしまうと思うが、そのところをむしろ「Ⅰ 総論」のところですっかり分かりやすく説明するという文章の工夫をすれば、Ⅱの方は、一見非常に細かい表が並んでいるみたくても、むしろ実効性は高いのではないか。

○寺田副大臣 やはり総論の基本の考えというのは非常に規制改革が大事で、ここをしっかりと整理しておかないと誤った議論に行くと思う。

つまり、とげを抜く規制の非対象性を取り除くことによって、それが成長産業が育つとか、経済が成長するとか、雇用が拡大するとか、あるいは技術が育つというのが本来のもの。恐らく経済理論的には、リービッツの最小律の法則というものがある。例えば植物が育たないのは何が阻害要因になっているのか。水がないのか、光がないのか。その阻害要因を取り除くことによって植物は育つ。

恐らく産業競争力会議の方は加速度原理というか、シーズを育てる、ターゲ

ティング、産業政策を行う、どちらかというとな加速度原理が理論的主張だが、我々の方はやはりリービッチの最小律の法則が論理的な主張だと思う。

したがって、そういう方向なのだということをしかりと書き込むべき。

○森下委員 先ほどお話のあった細かいところも大事だと思うが、一方で、大きなビッグピクチャーというのもしないといけないと思う。

特に規制改革の議論というのは、なかなか国民に分かりにくいので、ここがこういうふうになるとこういうふうによくなるということをもんち絵というか、少し分かりやすい図柄のものをつけるような努力も要るのではないかな。

この会議の特徴というのは、もんち絵がほとんどなく、文章が非常にたくさん出てくるので、議事録を読んでも、なかなか中身が分からないと思う。だから、そういう意味では、少し今回の取りまとめで、こういう規制改革がされるとこういうふうになら生活が変わるのだと、そこを分かりやすくするようなもんち絵を数枚つけられればいいのではないかな。

○鶴委員 先ほど事務局の方から、各分野における規制改革のところ、どういう分類で整理するかということも御提案があり、国民に分かりやすくということからすると、必ずしもワーキング・グループの分野ごとに分けるのはどうかという御提案だったと思うが、逆に私は、基本的にはワーキング・グループで分けて、例えば今回保育などは本会議でもやられたので、それも1つのワーキング・グループと同じぐらいの扱いでやるということも考えられるのかと頭の中で思っていた。逆に、他のワーキング・グループごとに共通のテーマにつなげるという場合に、どういう案があり得るのか、何か具体的に事務局の方でお考えになっているものがあるれば、具体例をお教えいただきたい。

○中原参事官 すみません。その意味では、具体的に固まった案があるわけではない。したがって、これはまだ事務局としての提案ということでは必ずしもないが、1つ考えられるのは、例えば先ほどの保育とかエネルギーとか都市政策、金融、都市再生とかいう形でそれぞれの各項目で伝統的な分野の項目に従って項目立てをしていくということも考えられないかというのが一案。

○長谷川委員 先ほど大崎委員がおっしゃられたことと関連するが、つまり、ここで規制改革会議の答申が出る。それを受けて、内閣の方で閣議決定をする。そこから実施に向けて動いてくるという段取りで、我々の答申で書いたことが全部閣議決定されれば、それは100点満点で何も言うことはないが、もしそうならない、あるいは漏れみたいなものがあるのだとすると、国民に対して事後的にであっても、我々規制改革会議としてはこういうことを議論したと。でも、閣議決定レベルになるとこういうふうになってしまったということが分かるように、やや細かくても、我々の議論した項目みたいなものは、後で国民が検証できるように、そういう答申の中身にする必要があると思う。

○大崎委員 私も、今の長谷川委員の御指摘に全く同感。

今、思いつきなのだが、答申の各分野の示し方なのだが、例えば所管官庁ごとに並べておくというのはどうか。そうすると、答申に例えば厚生労働省分というのがずらっと並んでいて、閣議決定になったら30個あったのが10個になってしまっていたとかというと、何でこういうことになったのだという話になる。これは非常に分かりやすいのではないかと思う。

○岡議長 大変興味深い御提案。

○翁委員 私は、先ほど長谷川委員がおっしゃった問題意識と実際に閣議決定できたものというのは、多分乖離が出てくると思うので、我々の問題意識というのもきちんと書き込み、それに対して閣議決定がどうだったかというのが分かるような形にするということは賛成。

2点目としては、やはり私はワーキング・グループごとにそれぞれにストーリーを考えてやっているという感じがあるので、ワーキング・グループごとにまとめるという考え方の方に賛成をしたい。

ただ、今、大崎委員がおっしゃった点は非常に重要で、どういうところを相手にやっているかというのは参考図表としてつけておくというのも、ひとつどういったところに規制がたくさん残っているかというのが国民にとって分かりやすいという意味で、工夫してもいいのではないか。

○林委員 今までの話と少し違う角度だが、総論のところ。これから書くということなので、始めに希望点を申し上げたい。まずは「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」の「(1)なぜ規制改革が必要か」というところに入るかと思うが、これまで長年、規制改革にこれだけ御努力されてきても、閣議決定までしていても、山のように何も動いていないことがある。それでも、なお今やると。これだけまた我々もそれなりに汗をかいてやっているわけで、なぜ失敗したかという反省と、それを克服するには何が必要なのかということ、もちろん政治への注文もさせていただくことになるかと思うが、そういうものを入れていただけないかということが1点。

それから、この手の政府の会議の答申は、やはり事務方である官僚の方が作って、ドラフトしてくださることが多いためか、国民から読みやすいものになっているかという、必ずしもそうではなく、典型的には先ほどの厚生労働省の御回答のような、結局何なのだというところが見えないことがあるので、是非、文章としては、普通の日本語、分かりやすい日本語を目指したいと思う。

その上で、これだけもろもろしたので、全部を盛り込みたいが、細かい部分と要約的な部分とか、絵で見せる部分とか、ビッグピクチャーを見たければこのページを見れば見られるとか、そういった工夫も加えていただければと思う。

○岡議長 稲田大臣、どうぞ。

○稲田大臣 ありがとうございます。

昨日も産業競争力会議で規制改革についての意見もたくさん出た。私はやはり、いつも議長、議長代理がおっしゃっているストーリー性というものを是非大きく打ち出していただき、それと同時に、安倍内閣における、安倍内閣らしい規制改革なのだということを分かりやすく打ち出して欲しいと思う。

それから、国際先端テストのように、新たな試みなども、きちんとその役割とかも書いていただきたいし、またこれからの課題も書いていただきたい。

また、先ほども言ったように、本当に法律の改正が必要なものと、実は法律はちゃんとしているが、運用がおかしいもの。また、今までの法律には当てはまらない新しい制度を作らなければいけないものとか、いろいろな場合があるかと思うので、そういうところも分かりやすくしていただきたい。先ほどワーキング・グループごとのストーリーがあるとのことだったが、まさしくそれを出して欲しいし、また、本会議で取り扱ったような大きなものを特記するなど、国民に訴えるものが重点的に分かるようにもしていただきたいと思う。

それから、今後ブラッシュアップしていく必要がある方策についても、是非書いていただきたい。

○長谷川総理補佐官 大臣が発言された後で、順番が前後して言いにくいですが、私は委員ではないので、希望ということでテークノートしていただければいい。もう一度このエクササイズを反すうすると、最初、重点分野、ここの「総理指示」というところで少し出てきているが、これでいろいろな諸般の日程を頭に入れて、かつ、コストパフォーマンスを考えるとあまり多くのお店を広げても、この結果が効果に結びつかないという配慮もあり、本来議論すべきものから、あえてこの重点分野という事項に絞った、限定したというのが私の理解。

したがって、ここが1つの中締め新时期。従来この種の作業に比べれば、規制改革会議ははるかに効果を上げつつある。さはさりながら、あえて最初からここに絞ろうとしたために、後で触れようということにして本来必要な事項であるにもかかわらず、各委員の方が口にしなかった分野がたくさんあると思う。

これがそうかどうかは知らないが、例えて言えば金融。外国人の投資家というか、外国人の方が日本の市場というものに参入してくるに当たって、どういう規制があるのか、運用があるのか、あるいは土地の利用、あるいは外国人の有能な方が日本で活躍するためにいろいろな障害があるのかもしれない。あるいは女性が活動をするために、そういう観点から分野横断的に今の制度なり運用というのは本当にこれでいいのかとかいうような、さらには一次産業、こういったあえて時間の制約上、触れずにきたテーマがあるのではないかと思う。

そのようなことを、もちろん社会に受け入れてもらうためには、ナイーブにそのまま書けばいいということではないと思うが、是非皆さんの見識と、この

国の新しいあり方に対する信念みたいなものに基づいたものを是非ここで、ステージ2の予兆として書いていただかないと、大変限られた時間に応じて、限られた分野で議論が終わってしまうという変な誤解を受けるのではないか。

2つ目に、採り上げられたテーマの中でも、例えば保育などについて言うと、総理がはっきり待機児童を何年かでなくそうと表明しているわけだから、この場で採り上げられてこうしようとコンセンサスができた手法で仮に進んでも、目的の達成時期が必ずしも想定したものより十分でなければ、さらにもう一步、二歩踏み込んで、具体的な措置をまた提言しなくてはいけない。

そういう意味では、採り上げられた重点分野についても、これがまずいとかいう意味ではなくて、あくまでもこれは手段だから、究極のゴールを達成するためにプラスアルファするような部分があるのではないかとかいうようなこと。

それから、ここで採り上げられている事項だけではなくて、いろいろな方からテーマの提案を受けて、場合によっては広げようという話があったわけだから、それは一体どうなったのか。

それから、全く別の次元が、先ほどの厚生労働省のやりとりと等も典型的に出てくるが、進め方として、先ほど国際先端テストの例が挙げられたが、この審議会のやり方についてのある種のPDCAがあるのかもしれない。そういうような、一言で申し上げると、ステージ2にこういうことをするのだと、こういう仕方があるのだということも、是非合わせて書いていただかないと、やはり規制改革というのは非常に広く深く採り上げようとされている委員の皆さんの意思が、もしかしたら誤解されるのかもしれないという危惧を持つので、その辺は御考慮いただければありがたい。

○西村副大臣 今の長谷川総理補佐官の関連なのだが、先ほど稲田大臣からもお話があったが、産業競争力会議でも幾つか議論して欲しいという項目も個別の議論の中ではあったり、あるいは他にもマスコミではいろいろなものを取り上げるべきだという声もあるが、総合的な判断の中で重点項目を決めて、今、ここまでやってきたということで、これはインターネットでの薬の販売もそうだし、保育も一定の成果を挙げていただいているので、これは本当に感謝を申し上げたい。

一方で、確かに大きな議論がまだ残されていると思うので、皆様方にとっても、よりいろいろなことをやっていこうという中で、今回総合的な判断で重点項目を優先的にやってこられたわけでなので、今後の取組の中では、是非皆さんの思いというか、全体でいろいろなことをまだやるべきことが残されているのだと、それを骨太に取り組んでいかなければいけない。やや時間のかかる話もあるし、コンセンサスを得るのに時間がかかる話もあるかもしれないが、それは是非この規制改革会議として取り組んでいくという意味は、今後の取組の

中では是非お示しをいただきたいと思う。また、産業競争力会議の中でも出たのは、先ほどの御意見もあったが、できるだけ分かりやすい言葉で説明をして欲しいし、分かりやすい事例を取り上げて欲しいということ。細かい項目だと、本当に専門的な用語がたくさん出てきて、一般の人に分かりにくいので、より身近に感じられることを取り上げ、先端テストなどでもそういうものを取り上げてやって欲しい、そういう声もあったので、先ほどのPDCAのお話もそうだが、是非今後の取組としては、そういった方向を出していただきたいと思う。

○佐々木委員 今まで出てきたように、一般的にマスコミを通じて、多くの方が感じている印象というのは、規制改革会議だけでなく、政府の審議会全てがちゃんと審議していないのではないか、熱心にやっていないのではないか、何をやっているのだということ。そのようなこと常に聞こえてくる声で、それは中身が見えないからだと思う。

だから、この規制改革会議が今回3年のプロジェクトであることや、その中の重点というとまた誤解を生むが、最初のステップの6月までのものだと伝えることが大切だろう。重点とは何なのかと。先ほどの平たい言葉というのがあったが、様々な用語解説もきちんと入れながら、一般の方々が読んだときに、本当に分かるように書かないと、ただ言葉を崩していくだけでは分かりやすくないという点を私たちは認識した方がいいと思う。

国民という生活をする人にとって、この規制改革がどうメリットがあるのかということと、企業を営むビジネスにとってどうなのかということの両方の視点も入れるということ。

それから、いつも言っていることだが、どこかにまとめが必要かどうか分からないが、やはりキャッチコピーというのと、ちょっと表現が正しくないかもしれないが、分かりやすいタイトルをきちんとつけるということ。この辺りをかなり熱心にやらないといけないと思う。

皆さん御存じだと思うが、コミュニケーションの7パーセントがバーバルで、93パーセントがノンバーバルという研究結果があるわけで、どうしても7パーセントの実はあると、中身をちゃんと読めば分かるでしょうと言いたくなるが、多くの人々が93パーセントの印象やそういうものからメッセージを受け取るということを再度私たちが心して、このレポートを書きたいと思う。

○長谷川委員 先ほどの長谷川補佐官と西村副大臣の話は私は激励というか、そういうふうにした。

というのは、もう皆さん御承知だと思うが、農業のような問題をどうするかというのは、最初から問題だったわけ。でも、当時の判断としては、まあまあということで見送ってきたということだが、でも、その後、TPPに入るということを表明され、いろいろ事態は動いていると思う。総理も農業について相当



お考えなのではないか。

だから、そういう意味では、我々は言わば非常に礼儀正しく議論してきた結果、こういうことになっているのだが、これから7月までの展開を見ていくと、もう一步ひょっとしたら前に出てくるような話になるのかもしれないなど。その辺を長谷川委員と西村副大臣から激励されたわけだから、ここはあまり礼儀正しくなくて、これから本気でやるぞということをしっかり書いていってもいいと思った。

少し抽象的な言い方であれだが、気持ちはよく分かった。

○長谷川総理補佐官 長い間、御討議をいただいているのでよく分かるが、別に礼儀を正しくするのをやめろということをお願いするわけではなく、これは正式な審議会なのだから、その意味で、やはりその重みにふさわしいような、もちろん言葉どおりおっしゃったのではないと思うが、要は、結局はこの今の日本の直面しているような問題をどういうふうに変えて、どういうふうに行うにしようかということ。そういう意味では、受け手の方のアクセプタビリティという点も忘れてはいけない。

○金丸委員 全体に関しては、この答申を発表した後に、世間に共感が得られて、かつ今までとは違うなとイメージで捉えられるように、是非まとめて欲しいと思う。

そういう意味で、3番目が「終わりに」でいいのかというのがちょっと気になった。終わってしまうような感じがする。

それともう一つは、今後のことなのだが、これまで数カ月やってきたわけだから、先ほど長谷川補佐官はPDCAとおっしゃられたので、今後のワーキング・グループのあり方とか、全体にそれほどの緻密な作戦があったように思わないので進め方だとかも見直していかないといけないと思う。要するにワーキング・グループに4つに分けて、あとは座長任せみたいなのところがあって、主要テーマは本会議でももちろん集まって考える。こういうやり方が何となくルーチンワークに今なりつつある。

もちろん6月末ぐらいのターゲットがあるので忙しいわけだから、有効な時間の使い方とか、あるいは各委員のもっと連携の仕方の強化とか、各省の方とこれまでお会いして議論してきたが、申し訳ないが、相手はすごくふさわしくない人が出てきていて、役職で言ったって責任の所在、大きさから見ても、そういう人と話し合っているのも、ある意味で時間の無駄かなと私も時々思ったりする。だから、今までももちろん多少は進んだが、これからもっと進めるためにも、私は役所の方々も出す人はもっと工夫して選定して出して欲しいし、我々も相手方の出ていただく出方であるとか、全体の見直しをすべきではないかと思う。

○寺田副大臣 今朝のある大手新聞の報道にも、3本目の矢として、例えば安念座長のところと言うと、火力発電のリブレース、アセスの短縮、あるいは高圧分電、電力代が半分になると。正にそういうプレゼンをしている。だから、これは本当にプレゼンの仕方でも非常に重要な項目。単にこの短冊だけに引くと、いかにも平板な役所の文章であるが、今日の某大手紙の報道を見て感激をした。やはりこれだけのことをやっている。

だから、ワーキング・グループごとにいい打ち出しを例示とともに、ポンチ絵をつけて出す。例えばスマートシティであれば、ヒアリングに応じてくれた三井不動産であったか。いいプレゼンもされておられたし、彼らは商売だから、当然商売の上で一生懸命やるわけだが、我々は我々の規制改革会議の命で、そういう例示をポンチ絵で出して、恐らくこの短冊が閣議決定されるという前提でいいと、当然これは閣議決定して、実施計画に盛り込むということだろうと思う。

あと、やはり総論できちんと理念を書くということで、各ワーキング・グループで取り組んでいただければと思う。

○岡議長 今、寺田副大臣からのお話にあったが、我々が出す答申の最初の受け手は政府であり、政府による閣議決定を求めて、規制改革実施計画の策定という流れになる。

閣議決定されなければ、その先はないという意味では、国民に対する打ち出しも大変重要だが、政府に訴えないと実施されないということを含んでおく必要がある。

では、今日各委員からいただいたいろいろな御意見を参考にして、事務局でもう一度骨子をどのような形にするのか考えてほしい。その上で、次回22日の会議に向けて、「総論」の素案を作成して、できるだけ早く委員の皆さんにお届けし、それをベースに22日にここで意見交換、審議したい。

林委員から御指摘あったように、事務局にはできるだけ分かりやすい文章で書くよう努力をしていただきたい。

### (3) 規制改革のサイクルと実施計画について

○岡議長 では、議題3の規制改革のサイクルと実施計画に移る。この実施計画とは、政府の方で作る規制改革実施計画ということだが、これに関しての説明を事務局からお願いしたい。

○武藤参事官 資料3を御覧いただきたい。2段に分かれており、上段が規制改革会議で現在していること、またこれからやっていただくことで、下段が政府としての取組と分けている。現在、第1期、正に平成25年1月発足後、6月に向けてやっておるわけだが、テーマを選定して、審議し、答申を政府に出す。

矢印が下に向いているが、これを受け、それを最大限盛り込んだ規制改革実施計画というのを政府として作り、これを閣議決定する。これが一番大きな流れ。

今回、その骨太や成長戦略への盛り込みということもあるし、それらを報告しつつ進めていくということ。

第2期と銘打っているが、7月以降、またこれを1年サイクルと、これまで半年でしていたが、今回は1年かけて第2期と称して、まず活動方針、どのような案件をやっていくのか、新たなものなのか、また積み残しがあったのか、こういうものを精査していただいた上で活動方針を定めて、審議に入っていた。

また、下段の方に行くが、規制改革実施計画を作るわけだが、これが今現在、どのような措置状況になっているのかということ政府の側でフォローアップして、それも報告しながら御審議いただく。また答申をいただき、計画を作り、また骨太に盛り込み、報告するというサイクルを念頭に置いている。

3期以降も同じような形で進めていくのではないかと考えている。

下段の規制改革実施計画というのがいかなるものかというのは、次のページ。「規制改革実施計画の策定について（答申を受けた政府としての取組）」というタイトルをつけているが、今、前のページで図で御説明したようなことを文章に落とし込んでいる。

ここの細かな説明は省略するが、一番下の実施計画、現在、私どもの方で抱いておるイメージ、これはまた分野の編成とか、その辺はまた答申の中身によって変わってくると思うが、現在このようなイメージで考えておるということとして受けとっていただければと思う。

説明は以上。

○岡議長 今の事務局の説明に対して、御質問、御意見を。

○大崎委員 政府としての取組といったときに、この改革の文書としての実施計画の原案を誰が作るのかというのが分かりにくかったが、これは規制改革推進室で作るのか。

○武藤参事官 その通り。

○大崎委員 できれば、極力私どもが出す答申と同じ文章にしてもらいたい。こちらが言うか、それに応えるかで主語が変わってくるので、書きぶりが変わってくるし、特に物の性質上、総論的なものが大きく変わってくるのではないかと、やはり私は人に分かってもらうという意味では、理念とか考え方、ストーリーというのは非常に重要だということは皆さんおっしゃっていて、それは大賛成なのだが、他方で本当に成果を挙げていくには、この短冊が大事だとも思っており、この短冊については、答申と実施計画は一言一句違わないよ

うに是非していただければと思う。

○岡議長 我々が答申したものの以外が出てくる可能性ほとんどないと思う。

○大崎委員 加わるのは別に歓迎だが。

○岡議長 減らされるのは困るということだと思うが、そこは何とも申し上げられない。少なくとも、私どもが答申したものがベースになるということは間違いない。

○佐久間委員 細かいところで確認だが、今、御説明いただいた資料の2枚目の2つ目の○の「以降、規制改革会議の設置期間、毎年度の進行に伴い」というのは、設置期間の何なのかよく分からないが、設置期間に応じということなのか。それとも、設置期間中という意味なのか、そこだけ教えていただきたい。

○武藤参事官 設置期間中ということで書いてある。

○森下委員 第2期の話だが、第2期の計画策定というのは、どうしても来年の6月ということで大分先になるので、その間の議論に関して、今回の第1期と同じように、やはり重要案件であったり、ワーキングで固まった話は逐次出して行って、最終的に取りまとめの中に入ってくるというやり方でどうか。

そこまで待つということは、1年間何も規制改革が動かないということになるので、是非今回と同じように、逐次重要案件に関しては、ワーキングと本会議でそれぞれ進めて行って、決まったらすぐやってもらうという形は是非続けていきたいと思う。

○大崎委員 それに関連して私も意見があるが、第1期はこういう体制でやったわけだが、第2期は、とりわけ重点的に検討する項目分野というものが第1期と変わってくることも当然想定され得る。

その場合、ワーキング・グループについても、第1期でかなりのカバーすべきものの七、八割方やってしまったというワーキング・グループもあれば、かなり残っているワーキング・グループもある。これは別にどちらかがサボっていたとかそういう意味ではないだが、いろいろな条件からそうなってしまったということは当然あると思うので、ワーキング・グループ等の組みかえ等も含めて、議論した方がいいのではないか。

○岡議長 今のお二人の御意見、あるいはこの前の議論の中でも関係する御意見が多々あったが、第2期の活動方針、すなわち何を取り上げるのかとか、取り上げ方とか、進め方とか、もろもろについて、第2期の初めの会議で大いに議論をしていくべきではないかと思っている。

今期を第1期と呼ぶならば、第1期については、その部分を十分意見交換できないままに走ってしまったと受けとめている。これは非常に短期間に答申をまとめなければいけないという政府要請があったこと。かつ、総理から、この分野を重点的にやってほしいという指示が大臣あるいは大臣経由で私どもに来

たためである。そういう意味では、1期は期間が短かったことも含めて、皆さん方にとって消化不良な状態で走った部分もあったのではないかと。したがって、2期においては、取り上げるテーマ、それは新規も積み残しも含め、何を急いでやるか。今回の最優先案件のようなやり方等々、あるいはPDCAサイクルをどう回すか等々、こんなことを初めの1回、2回の会議の中で大いに議論したいと考えている。

#### (4) エネルギー・環境ワーキング・グループ報告

○岡議長 次に、議題4の「エネルギー・環境ワーキング・グループ報告」に入る。座長の安念委員からの説明をお願いします。

○安念委員 それでは、資料4規制改革会議エネルギー・環境ワーキング・グループ報告を御覧いただきたい。

前回、短冊をお示ししたところから変わったのは、1～3ページにかけての総論部分。これで大体どういうフィロソフィーというか、視点で作業を行ったのかということを書いた。

「1. エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消」「2. 次世代自動車の世界最速普及」「3. 低炭素社会の推進」ということで、この短冊の項目をどれかに分ければ大体これに入るわけで、番号のつけ方も1、2、3の順で六十何項目かができている。

あと短冊は、前回と基本的に変わりはないが、まだ短冊化していないものに廃棄物の定義の問題、問題というよりも神学論争が昔からあって、これがまだ残っている。これはどういうことかということ、例えばバイオ発電などをするのに木の枝などを使って発電するわけだが、それは基本的にごみなわけなので、例えば出荷するとき品代が1万円、輸送費が10万円かかってしまう。このような場合、逆有償という業界独特の言葉があり、その場合には産業廃棄物とみなすという扱いをしている自治体が今でも相当数あるやに聞いている。産業廃棄物となると、これは運び出すところから使い終わるところまで、がちがちの規制がかかってしまい、もともと大した金にもならないバイオ発電なんかでそういう規制のコンプライアンスコストをかけてまで商売としてやるなんてことは、おおよそ不可能になってしまう。

そこで、ただ単に逆有償だというだけで産廃だと見なすのはやめてくれということ、ずっと前から言っている話なのだが、環境省に言わせると、我々はそういうふうに出てあると。あなたたちの言うとおりにということを書いてあるので措置済みだから、これ以上我々にやる仕事はない、とこうなる。役人としての気持ちは分かる。仕事を新たにするのは面倒くさいに決まっている。

だが、実際にはまだ逆有償問題というのは現実の問題としてあり、そこを今、

押したり引いたりしているという現状で、それはまだまとまるかどうか分からない。全然駄目かもしれない。多分、環境省は、基本的には立場は変えないだろうと思うので、まだ短冊化していない。それ以外のものは、一応妥結というか、こういう形で落着を見た。

事務局の諸君はよくやってくれて、特に次世代自動車の世界最速普及に関しては、大体こちらの言い分でまとまったと思う。

細かいことは御説明するまでもないと思うが、しかし、大体終わってみると、我ながらよくもこういう細かいタマを並べたものだなと感じる。

別に言いわけをするわけではないが、なぜこうなるかということだが、1つは、こうするしかない。例えば燃料電池自動車を普及させようとするれば、確かに大きな絵は大きな絵でよろしいが、9ページの48を御覧いただきたい。これはタンクの圧が高まったときに、その圧を外に逃がす装置をどうすればよいかということで、こんなものに関心を持つマスコミというか、国民はいないだろうと思う。私だって別にない。仕事だからやっているだけでね。ところが、これをやらないとやはり燃料電池自動車を普及させるということは不可能。そのところだけ異様にコストのかかるような装置をつけろと言われたって、もともと燃料電池自動車なんて本当に買う人がいるのかどうか今だって分からないだから、できるだけコストを安くしなければいけない。そうすると例えばこういう話をしなければどうしてもなくなるというところがあるのは、私はやむを得ないだろうと思う。しかも、燃料電池自動車というか、次世代自動車に関して言えば、この種の細かい規制をある意味で一挙に解決しないと、結局市場等にはできないわけ。どれかが残れば結局できないわけだから、細かい話になるのはしょうがない。

細かい話になる理由のもう一つは、既に今までも話があったとおり、普通の審議会の答申というのは言いつばなし。崇高なことをお書きになった、はい分かった、それでおしまい。当会議が霞ヶ関の中で多少ともプレゼンスをもし持っているとするれば、それは我々の答申が閣議決定されるということ。閣議決定されれば、これはもう全霞ヶ関を拘束するわけだから、逃れられない。

ところが、閣議決定されるというのは、実は逆に大変な拘束で、これは皆さんも釈迦に説法だと思うが、明治憲法以来、閣議は全会一致ということになっている。つまり、内閣総理大臣も一般の国务大臣も全部平等に1票を持っていて、全ての国务大臣が同意しなければ閣議決定はできない。ということは何を意味するかというと、全ての官庁が拒否権を持っているということと同じ。したがって、閣議決定されるということは、事前に所管官庁と握っておかなければならないということの意味する。それができなければ、閣議決定はできないということ。

そうなる、この短冊になってしまう。つまり、政治家同士ではなく、所管官庁と事務レベルで握れるという話はテクニカルな話になるに決まっている。細かい話になるに決まっているわけ。そんなでかいことをどかんと行って、分かったと。我々委員と向こうの課長補佐ぐらい。分かった、やろうと。そんなことをやったって意味はないから、どうしても細かい話になって、この短冊になってしまうということ。

これは、憲法構造を変えなければ変えられないので、我々の力ではどうにもならない。だから、我々が所管官庁の事務当局とやり合っていることは、しょせんこの程度であるということにどうしてもなってしまう。我々のこれはこれで制度的な限界。我々は別に政治家でも、大臣でもないのだから、そううまくはいかない。

ただ、そうなのだが、ちょっとは打ち出し方というか、見せ方の工夫というのはあるのではないかという気はする。例えば環境アセスのところは13を御覧いただくと、短縮目標を45日程度に短縮と書いてある。全体を通して言えることだが、大して金にもならない商売に手続だけでコストをかけるのはばかばかしいというのは、一応統一テーマ。すごく貧乏くさいテーマなのだが、こうやると、例えば村おこしぐらい、町おこしぐらいの小さな資本でも新しい起業ができるといったことを一種の実施例として打ち出すという工夫はあり得るのかという気がする。

それから、今、事務当局の踏ん張りについて感謝したが、もう一つ特筆すべきこととして、寺田副大臣にほとんど毎回御出席をいただいた。この人は何でこんなことまで知っているのかと思うくらい、驚くべく範囲の広い、かつ深い知識をお持ちだ。

寺田副大臣は大蔵省の御出身だが、確かに私と同世代ぐらいまでは何とんでも大蔵省にはピカーの人が行ったので、だからそうなのかなと思ったのだが、私の同期でも大蔵省に行ったがとてもアバウトな人もいたので、やはり個人の資質だろうと思う。

○岡議長 ただいまの安念座長からの説明に対し、御質問あるいは御意見を。

○大崎委員 大変個性的な御報告に御礼申し上げます。

安念委員のおっしゃることは非常によく分かるが、そこまで卑下されなくても全然いいのではないかと思う。私はこの項目について具体的に何か申し上げたいということではないが、こういう形の報告になるということについては、是非もっと前向きにアピールしていきたい。

実は私自身、某省の広報誌に近々掲載する原稿を書いたが、規制改革について書いてくれということで、私は「神は細部に宿る」という題にした。結局、物事を本当に大きく変えていくには、こういう小さいことを1個1個変えていく

しかないのだということ、むしろ我々はそういうものなのだということ、PRした方がいいのではないかと思っている。下手に大きなことをやっているように見せようとして、結局何も変わらない、言わば評論家の言いつばなしで終わってしまうよりは、とにかくこういう一見非常に細かそうなことを、平成25年度とかいう近々に結論を得るということを、言わば応諾させたのか。そこに非常に大きな意味があると思っている。

先ほどの議論とも関係するが、平成25年度に結論を得るとか、措置をすると書いてあるものが、結論というのがどういうものだったのか、あるいは措置というものが、我々が言ったときに想定していたような前向きなものなのか、逆に下手をすると後ろ向きの措置をとられてしまうということもあり得るわけで、それらの点検をやはり1個1個について詳細にやっていく必要があると思う。

○寺田副大臣 安念座長よりお褒めの言葉をいただき、やはり座長あつてのワーキング・グループであり、座長の鋭い突っ込みで、相当強力なブレークスルーができていると思うし、細かい項目も今、大崎委員がおっしゃるとおりで、本当に審議は細部に宿るのだろうと思う。

1点、総論の文章を配ったので、多少言いぶりの齟齬とか確認なのだが、例のリサイクル分野。短冊で言うと最後、11ページの65番目の閣議決定になるであろう部分の言い方と、総論の記載。これは確認なのだが、我々の議論では環境審議会の議を踏まえて、そうした成長産業の育成とか等々をプッシュしていくという結論だったかと思うが、この総論の言い方の部分では、中環審の議を踏まえ、こうした検討を行うということでもいいのかということ、1点確認。

○岡議長 3の(2)か。

○安念委員 要するに、根本から再検討すべきであるというのは、中環審に議論をとりあえずは預けているという趣旨だと私は理解して書いていたが、よろしいか。何か明文化するか。

○寺田副大臣 総論だから、中央環境審の議を踏まえというので一番、結論としてはそういう結論だったものだから。

○安念委員 理解としては、私は全くそのつもり。

○寺田副大臣 その点を確認できれば、もう総論だから、これでよろしいと思う。御礼申し上げます。

○安念委員 ありがとうございます。

○大田議長代理 ありがとうございます。

本当にこのワーキング・グループの議論は難しく、よくぞここまでやってくださったと思う。短冊について、こんなふうなこれだけのことをやらないと物事は進まないということはよく分かる。だが、同時に何をやったのかというのは分かりやすく伝える必要がある。それはこの総論のところの1の中にまた



(1) (2) (3) と分けてコンパクトに書いてくださってあるので、後ろの短冊も (1) (2) (3) という形で切って、要はそれに関連してどの短冊だというのが分かるようにしてはどうか。

できるかどうか検討していただいて、なるべくそうしていただいた方がいいかと思う。

○岡議長 実は私も同じことを言おうと思っていた。可能であれば。

○安念委員 どういう方法があるか分からないが、やってみる。

例えばの話として、短冊のところに書くか、あるいは逆に総論の中の 1. (1) の後に短冊でこれとこれとこれだと書くのか、工夫してみたい。

○佐久間委員 安念座長が先ほど御紹介された中で触れられなかったので、1点、PCBの件。

これは先ほどの議論で、今後の残された課題ということ言えば、まさにPCBの非常に日本における規制は合理性がない。これは国際先端テストをすれば、非常にはっきりと方向性が出る。諸外国や条約で50ppmのところを日本では0.5ppmにという、ある意味では信じられない管理をしているということ。

これについては、環境省の意向としては、その基準についての議論でなくて、あくまでも処理方法についての議論ということだったので、ワーキングとしては、それが逆に閣議決定されるということの問題を考えて、今回は短冊から落ちていると理解している。その点だけ補足させていただく。

だから、これが今後の残課題になるということだと思っている。

○安念委員 そのとおり。

○岡議長 私も規制改革に携わってきて、最後はすべてこの各論になるということが大変強く感じている。この各論を処理しなければ何も進まない。ただ、各論だけでは分かりづらいので、先ほどの安念委員のお話のように、これは次世代自動車を発展させるための1項目だよという説明を加えることによって、国民の理解が深まるのかもしれない。ただ、各論の中にも非常に分かりやすい大きいテーマとそうでないものが混在しているので、少しでも理解しやすくする努力は必要だが、各論が重要だということは避けようがないと理解している。

○林委員 私もこのエネルギー・環境ワーキング・グループに入れていただいて、本当に細々したことを一から勉強させていただいた。「神は細部に宿る」というのも、大きなある政策を実現するために、その実現のために必要な細部に神がいるわけ。安念先生が今日おっしゃったように、細かく見えても、これを一つ一つつぶさないと政策実現できない。だからこれをやるのだという必要性が、どこに書くかは別として、規制改革に共通する部分ではないかと思う。一見、国民とは縁遠い細かい話に見えるところが、大きな政策目的のために必要なのだということをごくかの場で入れられたらいいと思う。

○岡議長 大変いい御意見。そのとおりだと思う。

ただ、次の議題の規制改革ホットラインでは、まさに一国民、一企業が自分たちの今のこういう状態を改善するために改革してほしいという項目も結構ある。大きな政策を実現するための規制改革にも細かなものもあるが、ホットライン第1号で受け付けた案件は、雪国の工場内の除雪車の運転規制についてだったと記憶している。私ども規制改革会議の活動には、政権の政策を実現するための障害要因を取り除いたり、国民生活の向上のための大きな政策を実現するための改革など、いろいろな切り口があるが、中には非常に細かいが、地道に着実にやっていくという多面的なものもある。

○金丸委員 今、規制そのものの本質的な話も出たが、私が感じているのは、例えば海外に出ているいろいろな取引をしたときに、添付される契約書というか、例えば不動産取引等に関しても、アメリカの政府の規制というか、法律はともアバウトで、非常に基本的なところが書いてあって、あとは州法にならう。その州法に基づいた契約書の厚さというのは、私どもが日本で取引をするよりはるかに厚い。だから、私は規制が多いか少ないかではなくて、多分、今日安念先生も相当な御努力をしていただいて挙げていただいた項目についても、本来は規制というのは、自己努力というか、各監督官庁内で自主的、自発的に自分たちで作ったのだから、それはその時代に合っていないものとか、あるいは何かの成長を阻害しているものというのは、自分で発見して、自分で解決をしていくというインセンティブを作らないと、毎回まだ我々は2013年度チームかも分からないが、このチームは何年かに一度こういう編成があってやってくるのだが、それでは世界のグローバルな競争では劣後していくのではないかと思う。

だから、本来は新しい規制を作りまくって、何か昔、うま味があったものはもうないわけだから、是非そんなサイクルをこの政権でも実行していただけると、もっとよりよくなるのではないかと思う。

○岡議長 実は、私は何回もそれをトライした。究極の目的は、規制改革会議がなくなることだとまで申し上げたこともあったが、現状はそうではない。まだまだ我々の役割があると思っているが、今の金丸委員の御意見には全く同感。そのような仕組みを作る努力を現政権の下で考えていくべきだと思う。

それと同時に、所管省庁が時代の変化と共に主体的、積極的に規制を改革していくことをどうやって植えつけていくのか。これはやはり政治のリードによる部分もかなりあるのではないか。「インセンティブ」という言葉が今あったが、やはりここに政治が絡んでくるのではないかという気もする。

この議論も、実は2期目の活動方針の中でやりたいと思っていたことの1つであるので、今の金丸委員のお話に付言させていただいた。

議題4の最後をお願い。答申の内容に関係する事項については、答申決定までは対外非公表としたい。本日のエネルギー・環境ワーキング・グループの報告はほぼ最終版であるので皆さん限りとしたい。それを徹底するために、本日の会議終了後、資料4を回収させていただく。

今後も答申内容については委員限りとし、最後にまとめて対外発表を行うので御理解と御協力をお願いしたい。

#### (5) 規制改革ホットラインの受付状況について

○岡議長 最後の議題5「規制改革ホットラインの受付状況」について、事務局からの説明をお願いします。

○武藤参事官 資料5「規制改革ホットラインの受付状況について」。

ホットラインの受付件数だが、3月22日に受付を開始して、5月13日まで702件の提案をいただいている。

4月19日までに受け付けた約600件については、内容を確認した上で、5月2日に各所管省庁に対して596件のうち368件について検討要請を行ったところ。

その368件の内訳だが、2.にあるような状況になっており、金融・証券が突出している状況で、エネルギー・環境が次いでいるという形。

今後だが、5月2日に各省に検討要請したものを約2週間なので、もう近々に各省から回答を求めることとしている。ただ、連休も挟んだので、全部がそろろうとは限らないが、その辺の回答を刈り取った上で、適宜、会議やワーキング・グループに御報告したいと考えている。

また、そういう回答を見ながら、次期のテーマの発掘の参考にもなるものと考えている。

先ほど4月19日までに受け付けたものを各省に検討を要請したと申しあげたが、4月20日以降の案件についても、おおむね2週間というのを1つの単位にして、2週間受け付けたものを投げて、2週間後にその回答をいただいているというサイクルを進めていきたいと考えている。

○岡議長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見を。

○大崎委員 ホットラインに来たもののうち、若干ある意味絞って検討要請をしたということだが、これは言ってみれば、理不尽なというか、非常に身勝手な指摘であるという判断で落とされたという理解でよろしいか。

○武藤参事官 その通り。

誹謗中傷というか、行政に対する不満というような、不満というのも、もちろん手続面での話であれば、こういう検討対象にももちろん乗ってくるわけだが、規制改革会議がけしからんとか、そういう類いのものも結構来るところ。

今回、約600件のうちの400件という歩留りになっているが、これまでの取組

は大体こういう趨勢にある。受け付けたもののうち、検討に回しているものというのが大体これぐらいというのが実情。

○森下委員 今の点に関してなのだが、この内容に関しては、多分私も含めて皆さん御存じではないのか。そういう意味では、内容は多いと思うが、少し分野ごとにまとめてもらって、せめて内容ぐらいい目を通した方がいいのかと思うので、是非老眼鏡がなくても見える程度の大きさにして、一度見させていただければと思うが、いかがか。

○武藤参事官 工夫はさせていただく。

字を大きくすると相当大部なものになると思うが、御容赦いただければと思う。

○岡議長 森下委員のご意見は368件についてということか。596件全部か。

○森下委員 368件の方でいいと思う。あまり誹謗中傷を見ても、気がめいるときがあるので、それはいいと思う。

○翁委員 このホットラインを出してきた人たちというのはどういう人たちなのか。企業がどのぐらいで、消費者というか、国民の人たちがどのぐらいか。私としては、できるだけ消費者の人たちが関心を持って、こういったものに応募というか、意見を出していただくことが非常に望ましいと思っているが、今の感じだとどんな感じなのか。

○武藤参事官 すみません。今、手元に数字がないが、今現在受け付けているものについては、企業の方が多いと思う。特に金融・証券・保険が多くなっているというのは、やはり団体がまとめて要望を出してきているということもあるので、若干企業の方が多かったと思うが、後日、御報告する。

○岡議長 よろしいか。

○翁委員 はい。

○林委員 精神衛生上はあまりよくないが、規制改革会議についての御意見というのも、やはり真摯に受けとめたいと思うので、適宜、教えていただく中に入れていただければと思う。

結局、こんなに毎日私たちがやっているということをご存じないと思う。「見えない」ということから来る御意見があるのであれば、終わった後では勉強会とか、ワーキング・グループのレベルの非公開のものについても、何日には何をやったということだけでも、こちらから情報発信していけば、少し御理解していただけるのではないかと思う。御検討していただきたい。

○岡議長 規制改革ホットラインのアウトプットのことか。

○林委員 まず、規制改革ホットラインから規制改革会議に対する御意見を知りたいということと、我々が何をしているのか皆さん御存じない方が多いと思うので、終わった後の活動状況とかを。

○岡議長 我々の活動の発信か。

○林委員 はい。活動状況については、できる範囲で発信しても。

○岡議長 現状、毎回会議の後の記者会見で私、場合によっては大田議長代理、あるいはテーマによっては、その主査に出席いただいて記者会見をしているという程度なので、さらなる情報発信という意味で何かできるかどうかというのは、事務局の方で検討してほしい。

○佐々木委員 ありがとうございます。

このホットラインというのは締め切りがあるか。3年間というか、ずっと受け付け続けるのかという質問が1点。

今まさに林委員がおっしゃったような、何をやっているのかということがちよつとずつでも出て行くと、活動しているなという感じが出ると思うが、2週間ごとに所管省庁に対して検討要請を行うというシステムはとても素敵だと思う。長い間ためているとか、それこそ1年検討するのではなくて、どんどん動いているというこの姿勢は公になっているものか。

○武藤参事官 まず1点目の締め切りは、特にない。この規制改革会議が存続している期間受け付けるということになる。もちろん、終盤戦でどうするかというのは、別途考えないといけないが、現時点で締め切りというのは設けていない。

また、情報発信の仕方等については、先ほど議長からも御指示があったので、工夫はしていきたいと思っている。

○佐々木委員 2週間ごとに要請しているということは公になっているのか。

○武藤参事官 公というか、各省庁に対してこういうサイクルで今後進めていくよということは申しているし、また今回お出ししているペーパーが正に今度公表されるので、これで2週間ごとに検討ということが明らかになる。

○佐々木委員 この資料5が今日公表されると、世の中が知るところとなるということか。

○武藤参事官 その通り。

○佐々木委員 そうすると、私がブログなどで、みんな今度どんどん規制改革会議のホットラインに要望があれば書けと。2週間ごとにきちんとしたものでは所管省庁が検討するぞということは言っているということか。

○武藤参事官 それは大丈夫。

○岡議長 大いにやってほしい。それと、ホットラインに御要請があった方には、タイミングは別にして、必ずフィードバックされているか。

○武藤参事官 現時点でフィードバックの仕組みまでは確立していない。

まとまったものをホームページで公表するという措置を現在とっている。

○岡議長 ホームページを見れば分かるようになっているということか。

○武藤参事官 その通り。

○岡議長 了解。それから、先ほどの森下委員からの要請についてだが、関係省庁から回答があった段階で、そのテーマについては本会議に事務局から報告があるという理解でよろしいか。

○武藤参事官 そのように考えている。

○森下委員 ちょっと気にしているのは、我々が知らないが、実は大きな規制のものがひょっとしたらその中に混じっていないか。そうすると、官庁の方で適にごまかされて終わりというのではなくて、場合によっては、ワーキング・グループなり本会議で取り上げるような案件も入っている可能性があるかと思っていて、一読して、もしそういうものがあれば、むしろ取り上げておいた方がいいのではないかと思う。

そういう意味では、事務局折衝だけで終わる案件と、ひょっとしたらそれでは終わらないような案件というのを少し判別しておいた方がいいかということで、一度見たいというだけの話なので、結果が出る前にも一度見せてもらった方がいいのではないかと思う。

○岡議長 結果が出る前にね。

○武藤参事官 2週間後に多分回答で、検討中とか、できないものはできないと言ってくると思うが、そういう形で来るので、来た段階でお見せするというよりは、まず精査した上で、各省に振る段階で同時にお示しするということはもちろん可能だと思うし、その辺は工夫させていただきたい。

案件の発掘に役立つというのは、私も先ほど申し上げたかもしれないが、まさにそのとおりだと思うので、是非御活用いただければと思う。

○岡議長 では、森下委員の御意見を取り入れ、ホットラインについては、各省庁に要請を出した項目について、まず直近の本会議に報告してもらうことにするのか、あるいは各委員に個別に連絡するようにした方がよろしいのか。

○森下委員 これは、実はもう一個あって、各業者からのお話の中で、ひょっとしたら全体の整合性がとれない話があるかもしれないと思う。要するに、規制改革会議全体の方向性として、大体大まかな方向があるが、個別の案件の中では、実は必ずしもベクトルが合っていない。そういうものが入ったりすると、規制改革会議としてはおかしくなってくると思うので、ある程度皆さんが共有しているものがちゃんと各省庁折衝に行くというスタンスは要と思う。

その意味では、事務局折衝でこれを出すというものがあれば、前もって少なくともメールなりで見ってもらって、皆さんの御意見をもらってから言った方が私はいいのかと思う。全く知らない案件が出ていて、それに対する回答が、ここでワーキング・グループしている内容と違ったりするとおかしいことになると思うので、そこを危惧していた。

○大崎委員 私は逆に、当然この会議には事務局の方が皆さん出ておられるし、ワーキング・グループにもそれぞれ事務局がついてやってくださっているのです、その齟齬というのではないはずだと思う。

やはり数のけたが違うので、これは正直、次から次へとメールで送られてきても、委員は対応できないのではないかとというのは率直に思う。そのためにこそ事務局は存在するわけなので、ここにも書いていただいているように、精査・検討を要する場合は、会議、本会議あるいはワーキング・グループに振ってくださるとなっているので、そこはお任せしておいた方がいいのではないかと。

ただ、例えば森下委員が事務局に実際行かれて御覧になったらいいのではないかと正直思う。

○森下委員 これを見る見ないは自由だと思うが、実際、医療ワーキング・グループなどでも、全然問題意識が違った観点が出てくるものもある。だから、そこが全くないというのはおかしくて、結構小さなそこは各委員会でもあり、全員が全く同じ考えを持っているというのにはあり得ないと思う。

それぞれの案件をある程度、これは見る見ないというのは、メールが多過ぎて大変だが、ただ、自分の分野だけでも目は通しておいた方がいいのかなというので、やはり送ってもらった方がいいと私は思う。

○滝委員 次の議題にと思ったが、関連があることなので。ITのインフラというのはブロードバンドも含めて世界一早く浸透していると思っているが、その利活用に関して、情報通信白書によると個人の利活用で12位とか、政府の利活用で23位とかで非常に遅れている。そういうことに関係するような規制改革ホットラインから上がってくるテーマをまとめて見せて欲しい。クラウドの問題も含め、マイナンバーも通って、これからやろうと思えばできる領域に入ってきているのだと思うが、多分、頑張れば日本は世界一のIT利活用の国家になり得ると思っており、第2段階ではそれに関するようなテーマを、農業以外にもチョイスしていきたい。

そういう話がこの規制改革ホットラインに出たので、そういうものを拾うには格好の場ではないかと思う。

○岡議長 いろいろな御意見があったが、今日の段階では、ここのペーパーに書いてあるような対応をさせていただくが、加えてさらなる対応をするかどうかについては、事務局の方で検討していただきたい。

以上で今日予定していた議題は終了したが、最後に私の方からお話ししたいことがある。

農業についてだが、以前から、この規制改革会議においては、産業競争力会議における議論の進展状況を見ながら、時期が来たらしっかりと対応をするということをやってきた。昨日の産業競争力会議までの議論、そして農林水産省

の強い農業を作るための政策、方針も固まりつつある。さらに、総理を含む閣僚で作る農業に関する対策本部が設置される動きも出てきたので、私としては、いよいよそのタイミングが来たと判断し、この規制改革会議において農業を取り上げていくことにしたい。

具体的には、30日の会議において、農林水産省をお招きして、政府の農業に関する方針、政策についての説明をしていただき、私ども委員の理解を深めて、このテーマに取り組んでいきたいと思っている。タイミング的には1期のぎりぎりになってしまったので、具体的に保育チームのような形でやるのか、ワーキングを立ち上げるのか、どのような専門委員に入っていくのか等々、次期に入っていくかもしれないが、とりあえず今期にそういう形で農業に着手するというのを御報告させていただきたいが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 それでは、そのような形で進めさせていただく。

最後に、事務局から何か補足があれば。

○安念委員 その前に、申し訳ないが、一言。

それこそ数日前の大手新聞に、医薬品のネット販売を解禁するやのごとき記事が出ていた。これは当会議の線に沿っているように見えるが、よく読むと、テレビ電話を設置しろだの、店はどうしても1つ出せだの、要するにやるなど言っている。

もちろん、これは厚生労働省としてはそんなこと決めていないと言うに決まっているのだが、私は多分彼らの本音だと、こうしたいのだと思う。

そこで、これは議長にお願いだが、もしよければ、今日の記者会見で、なめたまねすると承知しないぞということをまず言っていただき、必要であれば、当会議としては、ばか言っているのではないという紙を出すということも議長の方で御検討いただきたい。

○岡議長 了解。考えたい。

○安念委員 お願いします。

○岡議長 事務局、どうぞ。

○滝本室長 次回の会議は5月22日に開催予定。詳細は改めて事務局から御連絡申し上げます。

○岡議長 以上をもって、本日の会議を終了する。